

平成31年2月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月12日（火） 午前9時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員（10人）

| | | |
|-----------------------|-----------------------|-------------|
| 会長(10番) 渡邊 和夫 | 職務代理者(5番) 永田 熊信 | |
| (1番) 宮原 清人 | (2番) 岩坂 博行 | (3番) 西田 義和 |
| (4番) 山田 成代 | (6番) 白石 悌三 | (7番) 平川 真由美 |
| (8番) 内元 幸一郎 | (9番) 信國 敏彦 | |

地区推進委員
~~高岡 重盛~~ 木崎 俊充 岩崎 盛光 伊東 明継 中竹 宏一
杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員（2人）

欠席委員：最適化推進委員（1人）

5. 議事日程

| | | |
|------|-------|--|
| 日程第1 | 議案第4号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第2 | 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について |
| 日程第3 | 議案第6号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用利用配分計画（案）に対する意見について |

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 富永 得治
農地係長 阿久津 裕介

7. 会議の概要

開会 午前9時00分

| | |
|------|---|
| 議長 | <p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、4番・6番委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、平成31年2月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p> |
| 議長 | <p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、9番委員、1番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。これより、議題に沿って会議を進めます。議案が3議案で、案件が20案件です。</p> |
| 議長 | <p>3 議 事</p> <p>議案第4号</p> <p>農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>はじめに、議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について審議しますが、局長に関する案件なので退席をお願いいたします。</p> <p>(局長退席)</p> |
| 議長 | <p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>おはようございます。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。番号1、大字柳瀬字中洲及び、宮川、堂ノ尾、天子、三石、山ノ田、田19筆、畑3筆の合計26,370㎡です。3条の使用貸借の再設定案件で、貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p> |
| 議長 | <p>引き続き、本件について7番委員に報告をお願いします。</p> |
| 7番委員 | <p>2月4日に柳瀬地区推進委員と伺いまして、親子さんに聞き取り</p> |

| | |
|----------|--|
| 議長 | <p>しました。議案に記載してあることに間違いありません。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明と7番委員及からの報告がありました たが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ しいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認するこ とに決定いたします。局長の入室を許可します。</p> <p>(局長入室・着席)</p> |
| 議長 | <p>次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>大字川辺字上永坂、畑1筆の909㎡です。権利種別は3条の無償 移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以 上です。</p> |
| 議長 | <p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p> |
| 川辺地区推進委員 | <p>2月7日に、5番委員と現地確認いたしました。昔から便利替え で耕作しておられ、やっと交換の手続きができるようになったので 今日議案にだされました。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告があ りましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ しいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |

| | |
|----------|---|
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号3、大字川辺字上永坂、畑2筆の574㎡です。権利種別は3条の無償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p> |
| 議長 | <p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p> |
| 川辺地区推進委員 | <p>先ほどの、交換の相手方でございます。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)</p> |
| 議長 | <p>議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について審議します。</p> <p>1. 2番は、関連につき一括の説明と、川辺地区推進委員に関する案件なので、相良村農業委員会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(川辺地区推進委員・退席)</p> |

| | |
|-------|--|
| 議長 | <p>それでは、1. 2 番について事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の利用権貸借の貸借についてご説明いたします。番号 1、大字川辺字上黒石、田 1 筆の 1, 431 m²です。貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a あたり 10, 000 円です。続きまして番号 2 大字川辺字上黒石、田 1 筆の 2, 539 m²です。貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a あたり 10, 000 円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>引き続き、本件について 5 番委員に報告をお願いします。</p> |
| 5 番委員 | <p>2 月 4 日に川辺地区推進委員と行きまして、利用権を設定する人はこちらに居らっしゃらないので、連絡をとりまして何ら問題ないと思われまます。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明及び 5 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。ここで川辺地区推進委員の入室を許可します。</p> <p>(川辺地区推進委員入室・着席)</p> |
| 議長 | <p>次に 3 番について、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号 3、大字柳瀬字井沢原、田 1 筆の 1, 931 m²です。貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 3 年で賃借料は 1 筆あたり</p> |

| | |
|------|--|
| | 40,000円です。以上です。 |
| 議長 | 引き続き、本件について7番委員に報告をお願いします。 |
| 7番委員 | 2月4日に柳瀬地区推進委員と一緒に会いに行きまして、議案に記載されていることに間違いありません。 |
| 議長 | ただいま、事務局からの説明及び7番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。 (意見なしの声) |
| 議長 | ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 (異議なしの声) |
| 議長 | ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、4番について、事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | 番号4、大字川辺字佐土原、田1筆の3,004㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は10aあたり20,000円です。以上です。 |
| 議長 | 引き続き、本件について8番委員から報告をお願いします。 |
| 8番委員 | 2月4日に川辺地区推進委員と地主さんに会いに行きまして、ここに記載されていることに間違いございません。 |
| 議長 | ただいま、事務局からの説明及び8番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。 (意見なしの声) |
| 議長 | ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 |

| | |
|------|---|
| | <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に5、6、7番は関連につき、一括して、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号5、大字柳瀬字出口及び入口、田3筆の1,272㎡です。使用貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。続きまして番号6、大字柳瀬字出口、田1筆の557㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆あたり玄米30kgです。続きまして番号7、大字柳瀬字入口、田1筆の282㎡です。使用貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>引き続き、本件について7番委員に報告をお願いします。</p> |
| 7番委員 | <p>5、6番に関しては、本人さんにお会いしまして確認しました。7番に関しては、本人さんは、入院しておられますので、娘さんに確認しております。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明及び7番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> |
| | <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> |
| | <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、8番について事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号8、大字柳瀬字天子、田2筆の2,226㎡です。賃貸借の再設</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は2筆で60,000円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>引き続き、本件について7番委員から報告をお願いします。</p> |
| 7番委員 | <p>これも2月4日に伺って、これも議案に記載されていることに間違いありません。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明及び7番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> |
| | <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> |
| | <p>(異議なしの場合)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に9番、10番、11番については関連につき、一括して事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号9、大字川辺字朝の迫、地目は田1筆の3,779㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年1ヶ月で賃借料は10aあたり6,616円です。続きまして番号10、大字川辺字赤坂畑2筆の2,735㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年1ヶ月で賃借料は10aあたり5,000円です。続きまして番号11、大字柳瀬字入口、田2筆の2,900㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年1ヶ月で賃借料は10aあたり20,690円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> |
| | <p>(意見なしの声)</p> |

| | |
|----------|--|
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について審議します。</p> <p>1番について、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の所有権移転の承認についてご説明いたします。番号1、大字川辺字中高原畑、1筆の5,565㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は1,000,000円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p> |
| 川辺地区推進委員 | <p>2月2日に、10番委員と現地で確認しました。内容については、議案に記載されていることに間違いありません。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明及び川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について</p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | 次に、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について審議します。1番について事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第6号農用地利用配分計画案に関する意見についてご説明いたします。番号1、大字川辺字朝の迫、田1筆の3,779㎡です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借の転貸で期間は10年1ヶ月で賃借料は10aあたり6,616円です。以上です。 |
| 議長 | ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。 (意見なしの声) |
| 議長 | ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 (異議なしの声) |
| 議長 | ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、2番について事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | 番号2、大字川辺字赤坂、畑2筆の2,735㎡です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借の転貸で期間は5年1ヶ月で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。 |
| 議長 | ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。 (意見なしの声) |
| 議長 | ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 (異議なしの声) |
| 議長 | ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>決定いたします。次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p> <p>番号3、大字柳瀬字入口、田2筆の2,900㎡です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借の転貸で期間は5年1ヶ月で賃借料は10aあたり20,690円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、4番、5番は関連につき一括して事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号4、大字川辺字高原、七折、畑18筆の21,748㎡です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借の転貸で期間は4年11ヶ月で賃借料は全筆で112,350円です。続きまして、番号5、大字川辺字七折畑1筆の630㎡です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借の転貸で期間は4年8ヶ月で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、6番について事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号6、大字川辺字上高原及び赤坂、畑5筆の7,271㎡です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借の転貸で期間は3年8ヶ月で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの場合)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> |
| 議長 | <p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> |
| 事務局 | <p>その他</p> <p>(1) 次回の総会の開催日について 3月11日(月)曜日、午前9時から 閉会</p> |
| 議長 | <p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p> |

閉会 午前10時5分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

平成31年2月12日

相良村農業委員会

署名委員 9番 _____ (印)

署名委員 1番 _____ (印)